

県民の生活環境の保全等に関する条例 （平成十五年条例第七号）	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 （平成十五年規則第八十七号）
<p>第一条～第三十五条 略</p> <p>第三節 土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制等 （第三十六条～第四十五条の二）</p> <p>（土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の防止義務） 第三十六条 鉛、砒（ひ）素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）で、それが土壌若しくは地下水に含まれることに起因して人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるもの（以下「特定有害物質」という。）又は特定有害物質を含む固体若しくは液体（以下「特定有害物質等」という。）を取り扱う者は、特定有害物質等のみだりに埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。</p> <p>（特定有害物質等を取り扱う施設の点検） 第三十七条 特定有害物質等を業として取り扱う者は、特定有害物質等を取り扱う施設における特定有害物質等の飛散、流出及び地下への浸透の有無を点検するよう努めなければならない。</p> <p>（土壌汚染等対策指針の策定等） 第三十八条 知事は、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況等の調査並びに土壌及び地下水の特定有害物質による汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するために講ずべき措置に関する指針（以下「土壌汚染等対策指針」という。）を定めるものとする。 2 知事は、土壌汚染等対策指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示するものとする。</p> <p>（汚染の状況の調査等） 第三十九条 特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた事業所（以下「特定有害物質等取扱事業所」という。）を設置している者（以下「特定有害物質等取扱事業者」という。）は、土壌汚染等対策指針に従い、当該特定有害物質等取扱事業所が設置されている土地において土壌及び地下水の特定有害物質</p>	<p>第一条～第三十五条 略</p> <p>第三節 土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制等 （第三十六条～第四十九条の三）</p> <p>（特定有害物質） 第三十六条 条例第三十六条の規則で定める物質は、別表第十六の上欄に掲げる物質とする。</p>

<p>県民の生活環境の保全等に関する条例 (平成十五年条例第七号)</p>	<p>県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成十五年規則第八十七号)</p>
<p>による汚染の状況の調査（以下「土壌汚染等調査」という。）を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 特定有害物質等取扱事業者は、その特定有害物質等取扱事業所（規則で定めるものに限る。）の全部又は一部の廃止をしようとするときは、土壌汚染等対策指針に従い当該廃止に係る特定有害物質等取扱事業所が設置されている土地において土壌汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。</p>	<p>（条例第三十九条第二項の規則で定める特定有害物質等取扱事業所）</p> <p>第三十六条の二 条例第三十九条第二項の規則で定める特定有害物質等取扱事業所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 次に掲げるもののいずれかを設置し、又は平成二十二年十月一日以後設置していたことがあること。</p> <p>イ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設を除く。）</p> <p>ロ ガソリンを貯蔵し、又は取り扱うタンクで地下にあるものを有する製造所、貯蔵所又は取扱所であって、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十一条第一項の規定による許可を受けたもの</p> <p>二 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 当該廃止に係る特定有害物質等取扱事業所が設置されている土地が、土壌汚染対策法第三条第一項の規定による報告又は同項ただし書の確認に係る土地であること。</p> <p>ロ 当該廃止により、当該特定有害物質等取扱事業所が設置されている土地が、土壌汚染対策法第三条第一項に規定する土地に該当することとなること。</p> <p>三 特定有害物質等を取り扱っていた事業所にあつては、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 当該特定有害物質等の取扱いをやめた日が平成二十二年十月一日前であること。</p> <p>ロ 当該特定有害物質等の取扱いをやめた後、当該事業所が設置されている土地において土壌汚染等対策指針に従った土壌汚染等調査又は土壌汚染対策法第二条第二項に規定する土壌汚染状況調査が行われ、その結果が知事（東三河総局長及び県民事務所長並びに愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の定めるところにより当該結果の報告を受理する事務を処理することとされた市長を含む。）に報告されていること。</p>

<p>県民の生活環境の保全等に関する条例 (平成十五年条例第七号)</p>	<p>県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成十五年規則第八十七号)</p>
<p>3 知事は、土地の土壌又は土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準（以下「土壌汚染等対策基準」という。）に適合しないおそれがあると認めるときは、当該土地に特定有害物質等取扱事業所を設置している特定有害物質等取扱事業者に対し、土壌汚染等対策指針に従い当該土地において土壌汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。</p> <p>4 知事は、第二項の規定により土壌汚染等調査を行うべき特定有害物質等取扱事業者又は前項の規定により土壌汚染等調査を行うことを求められた特定有害物質等取扱事業者に資力がないことその他やむを得ない事由により前二項の土壌汚染等調査が行われないとき（第二項の場合にあっては、知事が、当該土壌汚染等調査に係る土地の土壌又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合しないおそれがあると認めるときに限る。）は、当該土壌汚染等調査に係る土地の所有者、管理者又は占有者（以下この節及び第四百四条第一項において「所有者等」という。）に対し、土壌汚染等対策指針に従い当該土地において土壌汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。</p> <p>5 第六条第三項の規定は、土壌汚染等対策基準を定め、又は改定する場合について準用する。</p>	<p>（土壌汚染等対策基準）</p> <p>第三十七条 条例第三十九条第三項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第十六の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（以下「土壌溶出量基準」という。）に該当すること。</p> <p>二 土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第十七の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（以下「土壌含有量基準」という。）に該当すること。</p> <p>三 地下水に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第十八の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（以下「地下水基準」という。）に該当すること。</p> <p>（土壌汚染等調査の結果の報告）</p> <p>第三十八条 条例第三十九条第二項から第四項まで及び第三十九条の二第二項の規定による報告は、土壌汚染等調査結果報告書（様式第三十一）によつてしなければならない。</p>

<p>県民の生活環境の保全等に関する条例 (平成十五年条例第七号)</p>	<p>県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成十五年規則第八十七号)</p>
<p>(土地の形質の変更をしようとする者の義務等)</p> <p>第三十九条の二 土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)であつて、その対象となる土地の面積が規則で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地における過去の特定有害物質等取扱事業所の設置の状況その他規則で定める事項について、土壤汚染等対策指針に従い調査し、その結果を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 三 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により指定された同条第二項に規定する形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更 <p>2 知事は、前項の規定による報告があつた場合において、当該土地の形質の変更をしようとする土地の土壤又は当該土地にある地下水が特定有害物質により汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、土壤汚染等対策指針に従い当該土地において土壤汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。</p>	<p>(土地の形質の変更時の調査等の対象となる土地の規模)</p> <p>第三十九条 条例第三十九条の二第一項の規則で定める規模は、三千平方メートルとする。</p> <p>(土地の形質の変更時の調査事項等)</p> <p>第四十条 条例第三十九条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 特定有害物質等取扱事業所の設置の状況以外の当該土地の利用の履歴 二 当該土地における特定有害物質等の取扱いの状況 三 過去に当該土地において土壤汚染等調査が行われた場合にあっては、その結果 四 その他当該土地の土壤又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染のおそれの有無を推定するために有効な情報 <p>2 条例第三十九条の二第一項の規定による報告は、調査後速やかに、過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書(様式第三十二)によつてしなければならない。</p> <p>(土地の形質の変更時の調査等を要しない行為)</p> <p>第四十一条 条例第三十九条の二第一項第一号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次のいずれにも該当しない行為 <ul style="list-style-type: none"> イ 土壤を当該土地の形質の変更をしようとする土地の区域外へ搬出すること。 ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。 ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。 二 農業を営むために通常行われる行為であつて、前号イに該当しないもの 三 林業の用に供する作業路網の整備であつて、第一号イに該当しないもの

<p>県民の生活環境の保全等に関する条例 (平成十五年条例第七号)</p>	<p>県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成十五年規則第八十七号)</p>
<p>第三十九条の三 土壤汚染対策法第四条第一項に規定する者であつて、同法第二条第二項に規定する土壤汚染状況調査を行わせたものは、当該土壤汚染状況調査の結果、当該土壤汚染状況調査に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、その旨及び当該土壤汚染状況調査の結果を当該土地の所有者等に通知しなければならない。</p> <p>(汚染の拡散防止のための措置等)</p> <p>第四十条 土壤汚染等調査を行った特定有害物質等取扱事業者又は第三十九条第四項若しくは前条第二項の土壤汚染等調査を行った土地の所有者等は、当該土壤汚染等調査の結果、当該土壤汚染等調査に係る土地の土壤又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壤汚染等対策指針に従い、当該土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 土壤汚染対策法第三条第一項に規定する者、同法第四条第一項に規定する者(同項の規定による届出に係る土地の所有者等に限る。)又は同条第三項若しくは同法第五条第一項の規定による命令を受けた者であつて、同法第二条第二項に規定する土壤汚染状況調査を行わせたものは、当該土壤汚染状況調査の結果、当該土壤汚染状況調査に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壤汚染等対策指針に従い、当該土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前条に規定する土地の所有者等は、同条の規定による通知を受けたときは、直ちに、土壤汚染等対策指針に従い、当該土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(条例第四十条第一項から第三項までの規則で定める事項)</p> <p>第四十二条 条例第四十条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 特定有害物質により汚染された土地の所在地及び当該土地に特定有害物質等取扱事業所が設置され、又は設置されていた場合にあつては、その名称 三 土壤汚染等調査を委託により行った場合にあつては、当該委託を受けた者の氏名又は名称 四 土壤汚染等調査の対象とした特定有害物質の種類、土壤汚染等調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時並びに当該試料の測定結果 五 今後講ずる措置の内容 <p>2 条例第四十条第二項及び第三項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項 二 土壤汚染対策法第二条第二項に規定する土壤汚染状況調査を行った者の氏名又は名称、当該土壤汚染状況調査の対象とした特定有害物質の種類、当該土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時並びに当該試料の測定結果

<p>県民の生活環境の保全等に関する条例 (平成十五年条例第七号)</p>	<p>県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成十五年規則第八十七号)</p>
<p>4 第一項の規定による届出をした者は、土壤汚染等対策指針に従い、当該届出に係る汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 第一項の応急の措置その他の措置によって当該汚染の拡散を確実に防止することができる場合</p> <p>二 当該汚染について次条第一項の規定による命令があった場合</p> <p>三 当該汚染に係る土地の区域について土壤汚染対策法第十四条第一項の申請があった場合</p> <p>5 知事は、第一項の規定による届出をした者以外の者の行為によって当該届出に係る汚染が生じたことが明らかな場合において、その行為をした者に当該汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、その行為をした者に対し、土壤汚染等対策指針に従い当該汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講ずべきことを求めるものとする。この場合において、前項の規定は、適用しない。</p> <p>6 土地の所有者等は、当該土地の区域について土壤汚染対策法第十一条第一項の規定による指定がされたときは、土壤汚染等対策指針に従い、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第二項又は第三項の応急の措置その他の措置によって当該汚染の拡散を確実に防止できると知事が認める場合は、この限りでない。</p> <p>7 知事は、前項に規定する土地の所有者等以外の者の行為によって同項の汚染が生じたことが明らかな場合において、その行為をした者に当該汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、その行為をした者に対し、土壤汚染等対策指針に従い当該汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講ずべきことを求めるものとする。この場合において、同項の規定は、適用しない。</p> <p>(汚染の原因者に対する措置命令等)</p> <p>第四十一条 知事は、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合せず、かつ、当該土壤又は地下水の特定有害物質による</p>	<p>(汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置の完了届)</p> <p>第四十三条 条例第四十条第四項及び第六項の規定による届出は、汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置が完了した後速やかに、措置完了届出書(様式第三十三)によってしなければならない。</p> <p>(人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして定める基準)</p> <p>第四十四条 条例第四十一条第一項の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p>

県民の生活環境の保全等に関する条例 (平成十五年条例第七号)	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成十五年規則第八十七号)
<p>汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当する土地があると認める場合において、当該土地に特定有害物質等取扱事業所を設置している特定有害物質等取扱事業者の行為によって当該汚染が生じたことが明らかであり、かつ、その行為をした者に当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講じさせることが相当であると認めるときは、当該被害を防止するために必要な限度において、その者に対し、相当の期限を定めて、土壤汚染等対策指針に従い汚染の除去等の措置を定め、当該汚染の除去等の措置に関する計画書（以下「土壤汚染等処理計画書」という。）を作成し、これに基づき当該汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	<p>一 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しないことが明らかであり、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因して現に地下水基準を超える地下水の水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実であると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染（地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいう。以下同じ。）が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に次のいずれかの地点があること。</p> <p>イ 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>ロ 地下水を水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第四項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第六項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口</p> <p>ハ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>ニ 地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点</p> <p>ホ その他知事が定める地点</p> <p>二 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しないおそれがあり、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因して現に地下水基準を超える地下水の水質の汚濁が生じていると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に前号イからホまでに掲げるいずれかの地点があること。</p> <p>三 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合</p>

<p>県民の生活環境の保全等に関する条例 (平成十五年条例第七号)</p>	<p>県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成十五年規則第八十七号)</p>
<p>2 前項の規定による命令を受けた特定有害物質等取扱事業者は、規則で定めるところにより、当該土壌汚染等処理計画書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により土壌汚染等処理計画書を提出した特定有害物質等取扱事業者は、当該汚染の除去等の措置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(汚染の状況等の公表)</p> <p>第四十二条 知事は、第三十九条第二項から第四項まで若しくは第三十九条の二第二項の規定による報告、第四十条第一項から第三項までの規定による届出又は土壌汚染対策法第四条第二項の規定による同法第二条第二項に規定する土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため必要があると認めるときは、当該土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況その他規則で定める事項を公表するも</p>	<p>せず、又は適合しないおそれがあると認められ、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる土地（当該特定有害物質等取扱事業所の敷地のうち当該特定有害物質等取扱事業所に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く。）であること。</p> <p>四 当該土地にある地下水の特定有害物質に係る水質の汚濁が地下水基準に適合せず、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に第一号イからホまでに掲げるいずれかの地点があること。</p> <p>(土壌汚染等処理計画書の記載事項等)</p> <p>第四十五条 条例第四十一条第一項に規定する土壌汚染等処理計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況 二 汚染の除去等の措置の内容 三 汚染の除去等の措置を講ずる区域 四 汚染の除去等の措置の開始及び終了予定年月日 五 汚染の除去等の措置を講ずる期間内の環境保全対策 <p>2 条例第四十一条第二項の規定による土壌汚染等処理計画書の提出は、土壌汚染等処理計画書提出書（様式第三十四）によってしなければならない。</p> <p>(汚染の除去等の措置の完了届)</p> <p>第四十六条 条例第四十一条第三項の規定による届出は、汚染の除去等の措置が完了した後速やかに、措置完了届出書（様式第三十三）によってしなければならない。</p> <p>(条例第四十二条の規則で定める事項)</p> <p>第四十七条 条例第四十二条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 特定有害物質により汚染された土地の所在地 二 土壌汚染等調査又は土壌汚染対策法第二条第二項に規定する土壌汚染状況調査の実施年月日 三 当該土地の汚染の原因となった特定有害物質の種類 四 その他知事が必要と認める事項

<p>県民の生活環境の保全等に関する条例 (平成十五年条例第七号)</p>	<p>県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成十五年規則第八十七号)</p>
<p>のとする。</p> <p>(汚染の拡散防止のための措置等に係る勧告)</p> <p>第四十三条 知事は、特定有害物質等取扱事業者、土地の所有者等若しくは土地の形質の変更をしようとする者が第三十九条第二項、第三十九条の二第一項、第三十九条の三、第四十条第一項から第四項まで若しくは第六項若しくは第四十一条第二項若しくは第三項の規定を遵守していないと認めるとき、又は第三十九条第三項若しくは第四項、第三十九条の二第二項若しくは第四十条第五項若しくは第七項の規定による知事の求めに応じない者があるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第四十四条 第三十九条から前条までの規定は、次に掲げる土地については、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第二条第一項に規定する農用地 二 土壤汚染対策法第六条第一項の規定により指定された同条第四項に規定する要措置区域内の土地 三 前二号に掲げるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設その他規則で定める施設の存する土地 <p>(自主調査に係る報告等)</p> <p>第四十五条 この節の規定に基づき行う土壤汚染等調査及び土壤汚染対策法第二条第二項に規定する土壤汚染状況調査以外の土壤汚染等調査（以下「自主調査」という。）を土壤汚染等対策指針に従い行った者は、当該自主調査の結果、当該自主調査に係る土地の土壤又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、当該汚染の状況その他規則で定める事項を知事に報告するよう努めなければならない。ただし、当該土地の区域について土壤汚染対策法第十四条第一項の申請があった場合は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該報告をした者又は当</p>	<p>(条例第四十四条第三号の規則で定める施設)</p> <p>第四十八条 条例第四十四条第三号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設 二 鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は同項本文に規定する鉱山の敷地であった土地（鉱業権の消滅後五年以内であるもの又は同法第三十九条第一項の規定による命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。）に設置されている施設 <p>(条例第四十五条第一項の規則で定める事項)</p> <p>第四十九条 条例第四十五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 特定有害物質により汚染された土地の所在地及び当該土地に特定有害物質等取扱事業所が設置され、又は設置されていた場合にあつては、その名称 三 自主調査を委託により行った場合にあつては、当該委託を受けた者の氏名又は名称 四 自主調査の対象とした特定有害物質の種類、自主調査において土壤その

<p>県民の生活環境の保全等に関する条例 (平成十五年条例第七号)</p>	<p>県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成十五年規則第八十七号)</p>
<p>該報告に係る土地の所有者等に対し、必要な助言を行うことができる。</p> <p>(汚染土壌処理業に係る生活環境影響調査の実施等)</p> <p>第四十五条の二 土壌汚染対策法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該申請に係る同法第二十二条第一項に規定する汚染土壌処理施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）において同法第十六条第一項に規定する汚染土壌（以下「汚染土壌」という。）を処理することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により生活環境影響調査を行った者は、当該生活環境影響調査の結果を勘案して汚染土壌処理施設の構造その他の規則で定める事項を記載した汚染土壌の処理の事業に関する計画書を作成し、これに当該生活環境影響調査の結果を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の計画書の提出があったときは、当該計画書を提出した者に対し、当該計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を書面により述べるものとする。</p> <p>4 第二項の計画書を提出した者は、当該計画書に係る汚染土壌の処理の事業に前項の意見を反映させるよう努めなければならない。</p> <p>5 知事は、第一項又は第二項に規定する者がこれらの規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること</p>	<p>他の試料の採取を行った地点及び日時並びに当該試料の測定結果</p> <p>五 既に講じた措置又は今後講ずる措置の内容</p> <p>(生活環境影響調査の実施の方法等)</p> <p>第四十九条の二 条例第四十五条の二第一項の規定による生活環境影響調査は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力並びに当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を勘案し、当該汚染土壌処理施設において汚染土壌を処理することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水又は土壌に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものを調査項目として選定すること。</p> <p>二 前号の規定により選定した調査項目（以下「選定調査項目」という。）の現況を把握すること。</p> <p>三 当該汚染土壌処理施設において汚染土壌を処理することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために必要な水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況を把握すること。</p> <p>四 当該汚染土壌処理施設において汚染土壌を処理することによる選定調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲を予測すること。</p> <p>五 当該汚染土壌処理施設において汚染土壌を処理することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析すること。</p> <p>2 条例第四十五条の二第二項に規定する生活環境影響調査の結果を記載した書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 選定調査項目</p> <p>二 前項第二号及び第三号の規定により把握した現況並びにその把握の方法</p> <p>三 前項第四号の規定により予測した結果及びその予測の方法</p> <p>四 前項第五号の規定により分析した結果</p> <p>五 大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水又は土壌のうち、これらに係る事項を選定調査項目に含めなかったもの及びその理由</p> <p>六 その他当該生活環境影響調査に関して参考となる事項</p> <p>(汚染土壌の処理の事業に関する計画書の記載事項)</p>

<p>県民の生活環境の保全等に関する条例 (平成十五年条例第七号)</p>	<p>県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成十五年規則第八十七号)</p>
<p>ができる。</p>	<p>第四十九条の三 条例第四十五条の二第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 汚染土壌処理施設の設置の場所 三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力 四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 五 汚染土壌の処理の方法 六 汚染土壌の保管設備を設ける場合にあっては、当該保管設備の場所及び容量 七 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要 八 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置 九 汚染土壌処理施設の構造の詳細並びに汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第一条第三号に規定する埋立処理施設（以下「埋立処理施設」という。）にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況 十 汚染土壌の処理工程 十一 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下この条において「排出水」という。）及び排出水に係る用水の系統 十二 排水口（汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域に排出水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除される水を排出する場所をいう。）における排出水の水質の測定方法 十三 汚染土壌処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水）の水質の測定方法 十四 特定有害物質等の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透を防止する方法

県民の生活環境の保全等に関する条例 (平成十五年条例第七号)	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成十五年規則第八十七号)
	十五 汚染土壌処理業に関する省令第一条第一号に規定する浄化等処理施設又は同条第二号に規定するセメント製造施設にあつては、汚染土壌の処理に伴つて生じ、排出口（これらの施設において生ずる同令第四条第一号ヌ(1)から(6)までに掲げる物質、土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第一条第十三号に掲げる物質及びダイオキシン類（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法